

IFERI 共同セミナー「先住民生存捕鯨をめぐる動き」

日時：2010年1月25日（月）、13:10～17:15

会場：筑波大学人文社会学系棟 B620

➤ プログラム

13:10 開会

**13:10～13:20 共同セミナー「先住民生存捕鯨をめぐる動き」
趣旨説明**

13:20～14:30 報告（質疑応答含む）

浜口尚氏・園田学園女子大学短期大学部・教授

先住民生存捕鯨 - その全体的枠組みと現状をめぐって -

14:40～15:50 報告（質疑応答含む）

岸上伸啓氏・国立民族学博物館・総合研究大学院大学・教授

先住民生存捕鯨をめぐる動き - アラスカを事例として -

16:00～17:10 報告（質疑応答含む）

高橋美野梨・人文社会科学研究科国際政治経済学専攻／IFERI 三期

先住民生存捕鯨をめぐる動き - EU、デンマーク、グリーンランド -

17:10～17:15 まとめ

17:15 閉会

➤ 本セミナーの概要

本セミナーは、鯨類資源の保護および捕鯨産業の健全な育成のための国際規制条項を定めた国際捕鯨取締条約（International Convention for the Regulation of Whaling: ICRW）に基づいて設置された国際捕鯨委員会（International Whaling Commission: IWC）によって認められている捕鯨の中でも「先住民生存捕鯨（Aboriginal Subsistence Whaling: ASW）」に着眼し、「先住民（Indigenous peoples）」と括られる人たちが IWC によって規定される ASW 枠をどのように捉え日々生活しているのか、あるいは IWC をはじめとする政策決定機関がどのようなスタンスで「先住民」に対して ASW を認めているのか、という点について、学問領域を超えた研究成果を集結させ、今後の ASW あるいは ASW を含む捕鯨の「在り方」について議論を展開していくことを目的としている。

本セミナーは、まず企画者である高橋美野梨がセミナーの趣旨説明を行い、その後報告者の研究報告を基軸としながら、報告者同士によるコメント、そしてフロアからの質疑応答によって構成された。報告者は、浜口尚氏（園田学園女子大学短期大学部・教授）、岸上

伸啓氏（国立民族学博物館・総合研究大学院大学・教授）、そして IFERI プログラム第三期生である高橋美野梨であった。まず、捕鯨文化・捕鯨問題全般にわたって長年調査研究を重ねられている浜口尚氏からは、カリブ海ベクウェイ島における ASW の現地調査をふまえながら、クジラ／捕鯨論争の中の ASW の全体的枠組みを提示して頂いた。次に、文化人類学の手法を用いてカナダ・イヌイト、アラスカ・イヌピアット（エスキモー）研究をリードされている岸上伸啓氏からは、アラスカの ASW を事例として、クジラと人の関係を概観して頂いた。この二つの報告によって、ASW、捕鯨論争と一言でいっても、そこには様々なクジラと人との関わり合いが存在することが示された。最後に、高橋美野梨は、浜口・岸上両氏とは異なり、「反捕鯨」という規範が政策決定の場でどのように受容されているのか、という視点から ASW について報告した。その際に、事例としたのは EU、EU 加盟国デンマーク、そしてデンマークの自治領であり ASW 枠を享受するグリーンランドであった。

➤ 趣旨説明

一般に、捕鯨をめぐる論争では、クジラを「人類のために利用すべきでない」という「反捕鯨」派がマジョリティの立場にあるといえる（岸上氏は、報告の中で、大隅清治氏の先行研究¹を引きながら、「反捕鯨」「捕鯨推進／持続的捕鯨推進国」のパワーバランスは一定ではなく、10 年程度のスパンでユレが見られることを指摘している）。これは、とりわけ 1970 年代以降、アメリカをはじめとした「反捕鯨」国の圧力等により「反捕鯨」の多数派工作が行われたことに一因がある（しかし、アメリカは、自国領土内にアラスカ州イヌピアット・ユピート及びワシントン州マカーという地域・民族集団を抱えていることから、厳密な意味で「反捕鯨」国とはいえないだろう）。それに加えて、70 年代以降の動物・環境保護運動と連動する形で、クジラを保護することが「動物・環境保護運動のシンボル」として利用されたことにより、「海産哺乳動物はあくまでも眺めるものであり、とりわけ鯨類は、殺してもいけないし、食べてもいけない」といった「クジラ聖獣思想」が形成され、「反捕鯨」勢力はますますその力を高めていった。この流れは、1972 年の国連人間環境会議（United Nations Conference on the Human Environment）における商業捕鯨の 10 年間モラトリアム勧告の採択、1973 年の特定生物種に関する国際取引の規制を目的としたワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora: CITES）の採択（クジラに関しては、附属書 I - III に明記されている）、そして 1982 年の IWC における商業捕鯨一時停止（いわゆるモラトリアム）の採択などに結実している。

しかしながら、捕鯨の動向を理解するにあたり重要なことは、捕鯨はそれが「論争」の体を成す場合、科学的なデータに基づいてその実態が議論されているというよりも、より政治的な争点として用いられることが多いということである。この文脈から東北大学の石井敦氏は、「反捕鯨」「捕鯨推進」の両者ともそれぞれの既得権（例えば、支援団体からの寄付金収入）を保護するために自身の言説を正当化し有名無実な敵を必要としていると指摘した上で、両者間には共生関係（石井はこれを「逆予定調和」と呼んでいる）が形成さ

¹ 大隅は、IWC の歴史を「振り子」にたとえて説明している（大隅 2003: 125-131）。

れていると分析している（石井 2008）。すなわち、捕鯨をめぐる論争は、両者間のたたき合いが目的化しており、もはやクジラそれ自体の個体数や生態系うんぬんの話ではなくなってきたということである。この指摘は、どのように受け止めるべきなのだろうか。

また、「反捕鯨」「捕鯨推進」に加えて、IWCにおける投票態度という点において、「妥協が可能な立場をとることができる」（大曲 2003）「中間国」も存在していることには留意したい（しかし、「中間国」の割合は近年減少傾向にある）。このように、捕鯨をめぐる「反捕鯨」「捕鯨推進」、そして「中間国」という三つのカテゴリーが存在するとされるが、そもそも、このような三つの分け方（つまり、線の引き方）は適切であるのか、適切であるとしたら石井のいう捕鯨「論争」における共生関係から脱するために、どのような方法がありうるのか。適切ではないとしたら、三つにカテゴライズされた立場をどのように扱っていくべきなのか、捉え直しとしての線はどこに引かれるべきなのか。

浜口氏は、自身のフィールドであるカリブ海ベクウェイの事例を参照しながら、クジラ資源の持続的利用という文脈の中で、「反捕鯨」という立場を「時代遅れの代物」と明言している。そして、クジラ資源の管理は「クジラ捕り」に任せておけばいい、と主張している（浜口 2002）。岸上氏は、アラスカの事例を引きつつ、クジラ資源は地域や国家を巻き込んだ管理体制が必要であると主張している。その管理体制を有効に機能させていくためには、現地の人たちが将来にわたって生物学者や文化人類学者と協力しながらクジラの資源量や状態について生物学的・文化人類学的調査を継続的に実施し、情報を共有しながら、当該資源についての「共通認識」を持つことが必要であると主張している（岸上 2007）。

さらに岸上氏は、「資源の所有と保全にもとづく欧米型の管理制度を脱却し、利用者と資源の歴史的な関係に配慮しながら、資源の持続的な利用のための管理制度の構築へと発想を転換する必要がある」（岸上 2007）という極めて重要な指摘をしているが、その一方で例えば EU の事例において明らかになるように、EU は、加盟 27 カ国が「一大ブロック」となって国際交渉の場（すなわち、IWC）においてその圧倒的な影響力を行使しており、岸上氏のいう「欧米型の管理制度からの脱却」はそう容易ではない、あるいは、極めて困難な状況になりつつあるのではないかとさえ言えるのである（高橋 2009, Takahashi 2010）。本セミナーでは、このような背景をふまえつつ、IWC によって認められている ASW について議論を深めていければと考えている。

➤ 研究報告（浜口尚氏）

先住民生存捕鯨 - その全体的枠組みと現状をめぐって -

浜口氏には、ASW の定義、そしてそれをふまえた上で ASW の一事例としてカリブ海ベクウェイ島におけるザトウクジラ捕鯨について報告して頂いた。ASW とは、「先住民による地域的消費を目的とした捕鯨であり、古くからの伝統的な捕鯨や捕鯨利用への依存が見られ、地域、家族、社会、文化的に強いつながりをもつ、原住民／先住民／土着の人々により、またそれらの人々に代わって行う捕鯨」（ICRW 附表 13）であると定義されている。1946 年に締結された ICRW に基づき創設された IWC では、1982 年の第 34 回 IWC 年次総会にお

いて、全ての鯨類資源の商業目的の捕獲枠をゼロとしつつ（ICRW 附表 10(e)）、「1984 年漁期およびそれ以降の各漁期において先住民の生存上の必要性を満たすための先住民生存捕鯨用の捕獲枠」（ICRW 附表 13(a)(b)）を確立した。現在では、13 種の鯨類を管理対象とし、商業捕鯨の一時停止（いわゆるモラトリアム）が継続されつつ（附表 10(e)では、1990 年までに規定の修正及び他の捕獲枠の設定を検討すると明記）、先住民による地域的消費目的捕鯨（ASW）及び異議申し立て（ICRW5 条 3 項）、鯨類捕獲調査（ICRW8 条 1 項）を認めている。

本セミナーにおいて問題となったのは、ASW の定義にある鯨類の「地域的消費」についてであった（浜口氏は、附表 13(b)(1)(2)(3)(4)の規定に従い、「先住民生存捕鯨の定義における強調点」として「地域的消費」の扱い方を説明している）。すなわち、地域の範囲とは、クジラ捕りが居住するところなのか、移住性の高いクジラの回遊経路をその範囲とするのか、ということである。浜口氏は、IWC の 1982 年の定義を引いて、先住民による鯨産物の生存的利用の定義を以下三点にまとめている。1)捕鯨参加者による鯨産物の食料、燃料、住まい、衣服、道具などとしての個人的な消費であり、2)捕鯨参加者の親族、地域共同体内の他者、あるいは家族的・社会的・文化的・経済的なつながりを共有している地域共同体外の人々との間での捕獲された形態のままの鯨産物の交換、交易、分配。この交換、交易には通貨も伴っている（傍点 - 高橋）が、鯨産物の大部分は地域共同体内において通常は捕獲された形態で消費、あるいは利用され（傍点部に関しては、ASW という制度を悪用して「商業的」な捕鯨が行われているとして、一部の NGO から批判があがっている - 高橋 2009。浜口氏は、実際に、グリーンランドやベクウェイでは食料としてよりも現金収入の方により重きがおかれていると指摘している）、3)鯨産物を用いた手工芸品の製作および販売を行うものである、と。

浜口氏は、しかしながら、ASW の定義やその定義に見られる地域的消費の解釈に関しては、結局のところ IWC 内の政治力に依存する極めて恣意的なものであると主張した（それは、ASW の定義そのものの不明確さにも起因している）。それは、捕鯨「論争」を考えていく上において、ASW と商業捕鯨との区分・線引きの恣意性ともかかわる極めて重要な問題提起であるといえるのである。

ICRW における ASW について、その全体的枠組みを説明された後、浜口氏は、自身の研究対象地域であるカリブ海ベクウェイ島の捕鯨（ASW）について報告した（対象となるのは、ICRW 附表 13(b)(4)）。ベクウェイは、1987 年の第 39 回 IWC 年次総会において ASW が認められ、現在では 5 年間で 20 頭の捕獲枠（言うまでもなく、捕獲枠と実際に捕獲した数は必ずしも一致しない。当地域における捕獲数は、年平均 1~2 頭である）が与えられている地域である（第 59 回 IWC 年次総会）。しかしながら、ベクウェイはもともと無人島であり現在ではスコットランド系、フランス系の移民によって社会が構成されていることから、「反捕鯨」の立場を採るニュージーランドからは、ベクウェイにおける捕鯨は ASW ではなく、「植民地捕鯨である」と批判されることもあるという。

文化人類学を専門とする浜口氏は、当地の捕鯨の様子をフィールド調査時に得た諸データ（捕鯨の際に使われる捕鯨ボート、クルー、道具、解体処理施設、解体風景などのスラ

イドを含む)を交えながら説明した。ベクウェイにおける捕獲数は、年間1~2頭と少ないことから当地における捕鯨の存在意義を問う声も聞かれるが、浜口氏は、「鯨肉、皮脂はクジラ捕りにとって貴重な現金収入源」であると同時に、「島民は捕鯨活動に参加する、あるいは鯨肉を食することによって“捕鯨の島の住民、としての文化的アイデンティティを体感、継承している」として、その意義を積極的に認めている。そして、「反捕鯨」の気運が高まれば高まるほど、ベクウェイにおける捕鯨と文化的アイデンティティとの結び付きは強まるだろうと主張した。

➤ 研究報告 (岸上伸啓氏)

先住民生存捕鯨をめぐる動き - アラスカを事例として -

浜口氏の報告を受けて、岸上氏には、アメリカ・アラスカ州北西部バロー村に住むイヌピアックのホッキョククジラ猟の歴史と現状について報告して頂いた。バローにおける捕鯨も、ベクウェイ同様に、IWCによりASWとして実施されているものである。その当地におけるASWに対して、岸上氏は、現在の捕鯨が少なくとも三つの要因によって極めて厳しい状況にあると、フィールド調査によって得られたデータをふまえながら説得力のある実証的な結論を導いている。

アラスカ地域における捕鯨の歴史は、紀元後8世紀ころからのホッキョククジラ猟に見られる捕鯨文化として位置付けることができる。北西部バローに住むイヌピアックは、紀元後1000年頃からホッキョククジラを捕獲し、食料資源や道具を製作するための原材料として利用してきた(詳しくは、岸上2009)。そのような文化に変化を与えたのは、19世紀半ば(1848年~1914年)における油とヒゲを求めた欧米人による商業捕鯨によってであった。その時期には、欧米人による捕鯨によって1万8000頭以上のクジラが捕獲されている。

イヌピアックによる捕鯨は、そうした欧米人による商業捕鯨の時代を終えても、「先住民適用除外項」の適用によって1931年の国際捕鯨協定において認められてきた。1977年には、IWCによる捕鯨規制のアラスカ先住民への適用により、捕鯨が禁止される危機に直面したが、アメリカ合衆国政府の協力を経て、アラスカ・エスキモー捕鯨コミッションを創設しアメリカ政府の協力を得ることで、IWCに働きかけ、結果として、1978年には年間捕獲枠の獲得に至った。現在では、アラスカの約10の村で捕鯨が実施されている(岸上2009)。

岸上氏は、このような歴史的変遷をふまえた上で、アラスカ・バローにおける先住民イヌピアックによるホッキョククジラ猟の詳細な報告を展開したが、その中でASWというコンテキストと結び付ける上で特筆されるべきは、アラスカ・バローにおけるASWの特徴であろう。岸上氏は、それを以下四点にまとめている。1)貨幣経済と捕鯨生業複合の特徴、すなわちイヌピアック社会であっても例外なく市場経済に組み込まれているという現状(現金がないと捕鯨ができない)、2)ホッキョククジラ猟の実施は現金を必要としている、3)ホッキョククジラ猟は金銭的な利益を生み出さない、そして4)国内外の狩猟規制を受けている(例えば、クオータ、捕獲方法、資源の共同管理)。このような状況の中で、捕獲されたクジラをバロー全体の食料と比較した場合、そのシェアは20%程度であるという。この点において、岸上氏は、イヌピアックによる捕鯨と彼らの「生き方」それ自体を結び付けて

考えていくべきであると主張している。すなわち、岸上氏が自身の論考において明記しているように、「イヌピアックとクジラの関係とは、捕獲する側と捕獲される側からなる関係ではな」く、「生と死の循環を基調とするクジラと人間の間での互酬的な関係」として理解していくことが必要であるということである（岸上 2009）。この理解は、ASW 枠を享受する先住民の捕鯨に対してしばしば見られる問い、すなわち彼らの捕鯨は本当に「生存」と結び付いているのか、という一面的な捉え方に対する否定であるともいえる。岸上氏の主張は、浜口氏の「島民は捕鯨活動に参加する、あるいは鯨肉を食することによって“捕鯨の島の住民、としての文化的アイデンティティを体感、継承している」という主張とも通ずるものであろう。

しかし、そのようなアラスカ先住民における捕鯨は、その存続という点において危機に直面している。岸上氏は、以下三点の要因を指摘している。一つ目は、地球温暖化（気候変動）²に伴う影響である。今日の北極圏（雪氷圏）域では、地球温暖化による「公海（open sea）」の長期化によって、資源開発（石油・ガス開発の活発化）・北西航路（海運や観光の活発化）の可能性を高めている。このような生態環境の変化は、当地におけるクジラと人間の間での互酬的な関係に直接的・間接的な影響を与えているということである。危機の二つ目は、政治経済活動の諸影響についてである。ここでは、一つ目にあげた資源開発に伴う多国籍企業の北極圏域における開発の活発化やエネルギー開発という点におけるアラスカに対するアメリカ政府の関心（アメリカの関心は、アメリカ最後のフロンティアとしてのアラスカの経済的ポテンシャルにあるという）等の影響ばかりでなく、IWC 内における「反捕鯨」「捕鯨推進」の対立（浜口氏の報告にも見られたように、IWC 内における捕鯨をめぐる議論は高度に政治化している）からも先住民の捕鯨は影響を受けているという。こういった捕鯨をめぐる環境は、環境・動物愛護 NGO による活動によって補強されているといえよう。危機の三つ目としては、これまで指摘してきた外的要因だけではなく、先住民社会それ自体の変化による影響をあげることができる。例えば、先住民の中にも資源開発に賛成する者が増加したり賃金労働の比重の増大によって生業離れが加速していたりといった具合である（岸上氏によると、現在のバローは、ほとんどが兼業ハンターであるという）。加えて、先住民の食の嗜好が変化しているという点もあげられる。このような傾向は、グリーンランド等の北極圏域においても顕著に見られるものであり、当該地域全体が抱える問題であるといえるだろう。最後に、岸上氏は、クジラ／鯨肉あるいは捕鯨それ自体の消費は、「文化」として認めつつも、それらとかがかわっていくためには捕鯨とそれを取りまく複合的な諸要因を考慮に入れつつ対応していかなければならないことを主張した。

➤ 研究報告（高橋美野梨）

先住民生存捕鯨をめぐる動き - EU、デンマーク、グリーンランド -

セミナー最後の報告者・高橋は、2008年6月5日に提示されたEUの共通規範としてのの

² 極域における地球温暖化それ自体に目を向けてみると、その詳細なメカニズムは今なおよく分かっていない（観測データが少なく、長期・広域にわたる観測が必要）、という点には留意したい。

「反捕鯨」に着目して議論を展開した。議論は、2008年6月5日、EUはルクセンブルクにおいて環境相理事会を開き、EUの共通理念として捕鯨をめぐるEUのスタンスを初めて「反捕鯨 (protection of whales)」(先住民生存捕鯨には「反対しない not opposed」)とすることで一致した (European Union 2008b, EUobserver 2008)、というところから出発している。本報告は、EUの「反捕鯨」規範が物質構造と規範構造の間主観的相互作用によって形成され、それがEUの政策を規定しているという前提に立ち、捕鯨をめぐるEU、EU加盟国デンマーク、そしてデンマークの自治領グリーンランドの三者をEU「規制帝国 (Regulatory Empire)」(鈴木 2006, SUZUKI 2009)という新たな概念を援用して説明することを試みるものであった。本報告は、捕鯨を事例として、EUの「規制帝国」的影響力を明らかにしていくことを目的としているが、その点を明らかにしていく上で取り上げたのは、EU加盟国デンマークである。デンマークは、EU加盟国の中で唯一「反捕鯨」を政策的に掲げない行為主体である(ここでは、そのような態度を「政策的中立 (politically neutral)」と呼んでいる)。それは、本セミナーの主題である「先住民生存捕鯨」枠を享受するグリーンランドの存在に関係がある。それ故に、本土デンマークの捕鯨をめぐる姿勢は、現在のグリーンランドがEU加盟国(地域)ではないことに留意しなければならない(1973年に一度加盟したが、85年に当時のECから域外化している)が、グリーンランドの存在によって強く規定されているのである。

このような前提をふまえた上で、本報告では、EUの域外に対する影響力を問題にした。そこでは、先行研究において、以下二点が指摘されている。一つ目は、EU市場の「引力」が政治的影響力に転化しているという点、そして二つ目は、EUが有する「規範的パワー (EU normative power)」(Manners 2001)についてである。これら二つの点は、EUの「単独行動主義 (unilateralism)」的影響力であるとか「革命勢力 (revolutionary power)」としてのEUといった形で説明されるものである。2008年6月のEU「反捕鯨」を事例としてEUの影響力を論じる際に注視すべきは、物理的な強制力なくして、EU規範がグローバル規範へと転化/グローバル規範の強化を促す「規範形成主体としてのEU」である。EU規範と捕鯨の事例を見ていくことによって、ある国家/地域の利益に適合しない規範であっても、物質的強制が働かずしてそれを受け入れる国家/地域が生まれていることを明らかにすることができる。その際に、本報告では、現実主義的、あるいは新自由制度主義的手法に留意しつつも、構成主義的アプローチによって説明することを目指した。それは、当問題が間主観的認識の共有により構築された規範によって成り立つ問題であるからである。これらの点をふまえて、本報告では、「規制帝国」概念を援用することによって、当該分野における権力関係を明らかにしつつ(すなわち、構成主義的アプローチの持つ弱点を克服しつつ)、「反捕鯨」規範の形成過程を構成主義的に明らかにすることを目指した。

それでは、規制帝国とは何であろうか。規制帝国とは、「自らが実施するさまざまな市場活動の規制を帝国の領域外諸国/基礎単位の域外に受け入れさせる政治的勢力/共同体」とであると定義されている。規制帝国に関する定義については、別のところで論じられている(鈴木 2006 など)ため、ここでは以下四点に注目した。1)「帝国」としてのEU(遠藤 2005, 宇野 2005: 259-263)、2)EUの「帝国」としての経験とそれに伴う民族自決の尊重、3)EU市

場の「引力」の強さ（世界最大の経済市場を有する→規制を受ける側が自発的にそれを受け入れることを前提）、4)EU 規範（EU standard/EU value and norm）の機能的な普遍性／正統性。これらの要素を統合して「規制帝国」と呼ぶが、その規制帝国の主戦場としては、以下4点あげられている（鈴木 2008: 141-152）。1)越境的経済活動への規制、2)国際機関を通じたグローバルなルール形成、3)道徳的価値の国際規範化、4)国内法の域外適用。既述した四点に共通するのは、「特定（EU）スタンダード」が「規制帝国的影響力の行使」によって「グローバル・スタンダード」になる可能性を有しているという点である。

このような EU の規制帝国的影響力は、結果として、グローバル規範の正統性の措定・維持に重要な役割を担っている。EU は、ある国家／行為主体の行動を拘束するだけでなく、構造それ自体に影響・変化を与えているといえる。EU の持つ影響力は、国際交渉の場（ここでは IWC が想定される）におけるグローバル規範の正統性の複合性を見ていくことによってより明確になるだろう。宮岡（2000）の定義に従えば、グローバル規範の正統性には四つの領域がある：1)道義的正統性（規範内容が道義的に正しいのかどうか、道義的義務感を共有する価値の共有ができてきているのかどうか）、2)科学的正統性（規範内容が科学的に妥当であるのかどうか、大曲 2003: 426-429）、3)法的正統性（規範内容が法的妥当性／合法性を有しているのかどうか：正しい手続き）、4)政治的正統性（規範内容がどれだけの国家に同意されているのか：集合的正統性）。EU は、加盟 27 カ国、人口約 5 億人、約 11 兆ユーロ（GDP）を生み出す世界最大の市場を有しており、その市場の「引力」を梃子に自身のルールを域外に「押し付ける」強大な影響力を行使して、国際交渉の場における規範の（とりわけ政治的）正統性形成に強力なイニシアティブを發揮している。宮岡によれば、特に道義的及び科学的正統性のコンセンサスが得られていない領域の場合は、政治的正統性が大きな意味を持つ。この点において、EU は自身の「規制帝国」的影響力によって国際交渉の場において（政治的）正統性を形成し、他の行為主体と協調することなく「単独行動主義」的に域外に対して強い影響力を發揮し、新たな世界を形成する存在としての「革命勢力」として存在しているといえるのである。

ここまでの議論をふまえて、本報告において EU と対置される行為主体として取り上げたのは、EU 域外地域グリーンランドを有するデンマークである。デンマークは、一方で EU の規制帝国的影響力を構成する一加盟国ではあるが、他方で自国に EU 域外地域を有しているため、EU の規制帝国的影響力を受ける（厳密には、グリーンランドを介して EU 規制が反映されている）加盟国でもある。EU 域外地域グリーンランドを抱えるデンマークを事例として採用することで、2008 年 6 月以降の捕鯨をめぐる事例に顕著である EU の規制帝国的影響力をよりクリアに説明することができると考えている。

対象時期は、2008 年及び 2009 年に開かれた第 60 回・61 回 IWC 年次総会において、科学的知見（Grønlands Naturinstitut 2008）に基づき要請したデンマーク／グリーンランドによるザトウクジラ捕獲枠 10 頭要請（IWC 2008, 2009a, 2009b, 2009c）とその否決の時期である。端的にいえば、一方で EU は加盟 27 カ国のコンセンサスを得た妥協案の制度化（域内における QMV によって妥協案の制度化）によって、自らに都合のいい規範（ここで言う「反捕鯨」）を「一大ブロック」で域外に行使しつつも、他方では ASW や捕鯨文化を「尊重」し

ているということである³。換言すれば、EUは法的な規制を強要することができなくとも「規制帝国としての影響力」を行使することが可能となり、民族自決／国家、民族、地域等、統合の担い手の意思を最大限尊重するという「公正性」原理を認めながら、いかに統合組織全体が有利なかたちで活動するための政策決定における「効率性」原理を維持させつつ影響力を行使していくことができるのかという点に目を向ければ、EUの経験に裏打ちされる「規制帝国」的支配は、最もコスト効率のよい統治形態であるといえるのである。

➤ 質疑応答（一部）

セミナーにおける質疑応答は報告の度ごとに実施され、その多くは各報告者の報告概要に組み込んだので、そちらを参照されたい。ここでは、補足的にいくつかの質疑に絞って記すこととする。

1. ベクウェイ島はなぜ1987年のタイミングでIWCに加盟したのか。
⇒最大の理由は、IWC内における「反捕鯨」サークルの国・地域が、ベクウェイに勝手に捕鯨をやられるよりは当地域をIWCの管理地域に入れておいた方がクジラ／捕鯨の共通管理が容易であると考えたからであろう。
2. 現在のIWC加盟国は、88カ国、そのうち内陸国（つまり、積極的に生活資源としてのクジラ／捕鯨に関わってこなかった地域）も多数加盟している。これらの国や地域の多くは、「反捕鯨」の立場を採ることが多い。このような状況において、IWCは「機能不全」に陥っていると説明されることもあるが、それでは、どのような形でIWCの「健全化」ははかれるのか。あるいは、IWCそれ自体の存在意義について改めて問う必要があるのではないか。なぜならば、そもそもIWCとは、鯨類資源の保護および捕鯨産業の健全な育成のための国際規制条項を定めた国際捕鯨取締条約に基づいて設置されたにもかかわらず、現在では鯨類資源をいかに保存 - preservation - するかという立場（政策的に「反捕鯨」という立場を採る行為主体）がマジョリティにあるからである。
⇒IWCにおいては、「反捕鯨」派が優勢になる時期と「捕鯨推進」派が優勢になる時期とが一定のタイムスパンで振り子のように行ったり来たりしていると指摘する報告がある（大隅 2003）。捕鯨をめぐる環境は極めて政治的なコンテキストの中に置かれているという指摘もある（大曲 2003, 高橋 2009 など）。そもそもは、鯨類資源の保護および鯨類産業の健全な育成が目的であったはずのICRWとそれに基づき設置されたIWCではあるが、このようなコンテキストの中で果たして当初の目的に合致した形での組織運営（「正常化」）は達成できるのか。少なくとも、ASWを確保していくためには（あるいは、捕獲数の要請を通すためには）、ASWを個別に要請するのではなく、一元枠として要請する方法を採るべきなのではないかという意見があがった。
3. 一方で、アラスカ・バローには、現在約4000人が居住している。そのうち64%は「先住民」である。他方で、既に報告概要（岸上報告）に記したように、当地域におけるホ

³ EUが「一大ブロック」でデンマーク／グリーンランドによる捕獲枠要請の否決に貢献したのは、その捕獲対象がホエールウォッチングで人気の高いザトウクジラであったからではないか、という指摘もある。

ツッキョククジラ猟の実施は現金を必要としているが、ホッキョククジラ猟は金銭的な利益を生み出さないという側面を持ち合わせている。「先住民」以外の人たちは、このような状況下にあるホッキョククジラ猟に対して、何らかのマイナスの感情をもっていないのだろうか。

⇒「先住民」以外の居住者の内訳を見てみると、アジア系移民が多く存在していることが分かる。彼らの多くは、「先住民」の捕鯨に関心がないという傾向にある（このような類の「関心のなさ」というのは、デンマークとグリーンランドの関係においても見てとることができる）。加えて、「先住民社会」に対して支給される経済支援に地元経済がある程度支えられているという面も、マイナスの感情を生み出さない（生み出しにくい）土壌を形成しているといえるのではないだろうか。

➤ 総括

企画者・高橋は、クジラ・捕鯨を中心とした研究に取り組み始めてからまだ日は浅いが、自身がデンマーク政府給費奨学生としてグリーンランド大学大学院行政学研究科に留学中クジラ・捕鯨問題と向き合い始め、それ以降 EU、デンマーク、グリーンランドをめぐる捕鯨環境を中心に研究を進めてきた。その成果は、4 度の口頭発表（本セミナーを加えれば、5 度）や 2 本の論文として発表されている。また、学内外の研究助成金を獲得し、クジラ・捕鯨をめぐる研究活動を精力的に進めてきた。しかしながら、クジラ・捕鯨問題を国際政治学の視点から捉えた研究はまだまだ少なく（例えば、大曲 2003）、クジラ・捕鯨と国際政治学を結び付け研究を進めていくためには、これまで多くの研究を発表してきた人類学、民俗学、歴史社会学分野等の先行研究にあたることが求められる。本セミナーは、このような経緯をふまえ、企画者が国際政治学を専攻していることを生かしつつ、人類学を専門とされるクジラ・捕鯨問題の第一人者による研究報告及び質疑応答を通じて、学問領域の垣根を超えてクジラ・捕鯨問題を考える新たな場として位置付けることを目的としていた。同時に、本セミナーは、企画者自身のこれからのクジラ・捕鯨をめぐる研究への大きなステップとしても位置付けられるものであった。セミナーを終えた今、企画者の力量不足ゆえに、その目的が達成されたかどうかは分からないが、その目的への第一歩は確実に踏み出したのではないかと確信している。このセミナーを通して得たことはいずれ形にしたいと考えている（というよりも、浜口・岸上両先生のご厚意により実現したセミナーであるため、両先生への恩返しという意味において、形にしななければいけないと思っている）。

最後に、本セミナーを通して、今日の捕鯨をめぐる環境は IWC 内における政治力によって規定されているということ、そして、ICRW の枠内において現在唯一可能な捕鯨としての ASW 枠が EU 加盟国等の IWC 参加主体の影響力の拡大（EU の規制帝国的影響力）によって、必ずしも安定的なものではないということ、それでもなお鯨肉を食したりクジラを捕獲するということによって自身の「生き方」を再確認したりする営みがベクウェイ、アラスカ、グリーンランドといった地域において現実に見られるという点（無論、日本の網走、太地等もその例外ではないだろう。しかし、クジラ／捕鯨がその社会や人々の「生き方」それ自体にどのような影響を与えているのか、という点を科学的に「実証する」ことは極

めて難しい。IWCにおけるASWをめぐる交渉の際には、この点も大きな論争点になっているという)など、様々なことを考える場となったが、「反捕鯨／捕鯨推進」、「食料資源／鑑賞・観光資源」としてのクジラといった価値観の対立に終始するような構造からいかにして脱するのか、(現状を見る限りでは、このような構造が再構築されているようにも見える)、鯨類資源に関する情報の「共有」を促しながら、当該資源についての「共通認識」を育んでいくという作業に光はなかなか見えない。

➤ 引用文献／論文／資料

石井敦「なぜ調査捕鯨論争は繰り返されるのか - 独立の立場から日本の捕鯨外交を検証する」、『世界 3 月号』岩波書店、2008 年 2 月、pp.194-203。

宇野重規「政治哲学問題としての欧州統合」、(中村民雄編)『EU 研究の新地平 - 前例なき政体への接近 - 』ミネルヴァ書房、2005 年、pp.247-279。

遠藤乾「日本におけるヨーロッパ連合研究のあり方 - 方法論的ナショナリズムを超えて」、(中村民雄編)『EU 研究の新地平 - 前例なき政体への接近 - 』ミネルヴァ書房、2005 年、pp.1-27。

大隅清治『クジラと日本人』岩波新書(新赤版 835)、2003 年。

大曲佳世「鯨類資源の利用と管理をめぐる国際的対立」、(岸上伸啓編)『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究(国立民族学博物館調査報告 46)』国立民族学博物館、2003 年、pp.419-452。

岸上伸啓「クジラ資源はだれのものか - アラスカ北西部における先住民捕鯨をめぐるポリティカル・エコノミー」、(秋道智彌編)『資源とコモンズ(資源人類学 08)』弘文堂、2007 年、pp.115-136。

岸上伸啓「【フォーラム：人と動物をめぐる地理学・地域研究の現在】アラスカ先住民イスピアックとホッキョククジラの関係の歴史的变化」、『人文地理』61 巻 5 号、2009 年 10 月、pp.436-439。

鈴木一人「『規制帝国』としての EU - ポスト国民帝国時代の帝国」、(山下範久編)『帝国論』講談社選書メチエ、2006 年、pp.44-78。

鈴木一人「グローバル市場における権力関係 - 『規制帝国』の闘争 -」、(加藤哲郎・國廣敏文編)『グローバル化時代の政治学』法律文化社、2008 年、pp.133-159。

高橋美野梨「闘争の場としての捕鯨 - 規制帝国 EU とデンマーク／グリーンランド -」、(筑波大学大学院人文社会科学部国際公共政策専攻編)『国際政治経済学研究』第 24 号、2009 年 9 月、pp.41-57。

浜口尚『捕鯨文化論入門』サイテック、2002 年。

宮岡勲「国際規範の正統性と国連総会決議 - 大規模遠洋流し網漁業の禁止を事例として -」、(日本国際政治学会編)『国際政治』第 124 号、2000 年 5 月、pp.123-136。

EUobserver (2008). "EU accused of 'cultural imperialism' on whaling".

European Union (2008b). Strong EU support for the protection of whales (IP/08/896).

Grønlands Naturinstitut (2008). *Pressemeldelse. Biologisk rådgivning til IWC; grønlands satsning på hvalforskning giver resultater*. Nuuk: Naturinstitut (Pinnngortitaleriffik), den 17. juni 2008.

IWC (2008). IWC/60/23 rev (Agenda item 5.3.2), Proposed Schedule Amendment. *IWC-Scientific Committee Report (Final)*, Santiago: Chile, 1-13 June 2008, pp.28-29.

IWC (2009a). IWC/61/Rep 3 (Agenda Item 5), Report of the Aboriginal Subsistence Whaling Sub-Committee. *International Whaling Commission*, Madeira: Portugal, 22 June 2009, pp.1-12.

- IWC (2009b). IWC/61/11 Rev (Agenda item 5.3.2), Proposed Schedule Amendment (Greenland Catch Limits) Submitted by Denmark. *International Whaling Commission*, Madeira: Portugal, 24 June 2009.
- IWC (2009c). IWC/61/12 (Agenda item 5.3.2), Background information in relation to the schedule amendment IWC/61/11 on the request of 10 humpback whales off West Greenland (Submitted by Denmark). *International Whaling Commission*, Madeira: Portugal, June 2009.
- MANNERS Ian (2001). Normative Power Europe: The International Role of the EU. Panel 1D (Thursday, 31 May 2001). The European Union between International and World Society, European Community Studies Association, Biennial Conference, Madison, Wisconsin, USA, total number of pages: 30 (published a paper with *Journal of Common Market Studies*, 2002).
- SUZUKI Kazuto (2009). EU As a “Regulatory Empire”. *Shin-Sedai Houseisaku-Gaku Kenkyuu* (Sapporo, Japan), no. 2, pp.141-159.
- TAKAHASHI Minori (2010). Whaling as a Battleground: The “Regulatory Empire” of EU and Denmark/Greenland. *Inter-Faculty* (Tsukuba, Japan), the first issue, total number of pages: 16 (accepted).

(文責：高橋美野梨)